

会議等における
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン
(令和4年10月5日版)

1 会議等に参加する前の確認について

下記のいずれかに該当する場合、会議等に参加しないこと。

- (1) 健康状態について、次の項目に該当している
 - 平熱よりも1℃以上高い または 37.5℃を超える発熱がある
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、頭痛、咳などの風邪症状
 - 嗅覚や味覚の異常がある
- (2) 新型コロナウイルス感染について下記の状況である
 - 感染が判明した
 - 濃厚接触者に特定された
(保健所等が自宅待機などを求めた期間にある)
 - 同居する家族に発熱や風邪症状が見られる
 - 同居する家族が濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける
 - 医療的ケアが日常的に必要な基礎疾患等があり、主治医に相談の上、出席すべきでない判断された
 - 海外から帰国し、自宅等での待機を要請された
 - 本人に症状等はないが、所属の管理職が欠席と判断した
 - その他、自身の感染が疑われる

2 会議等開催時における対策

- (1) 開催前
 - 部屋の利用人数は、各研修会場からの適正人数等の指示によるものとする
 - 座席は最前列との距離及び座席の間隔を十分確保し、密接を避ける
 - 入口で健康観察を行う
 - 室内では原則マスク着用とする
 - 会場への入退場時には、密にならないよう適宜誘導を行う
 - 入口にアルコール消毒液を設置し、入場時に手指消毒を行う
 - 資料の配布は、多くの人が触れることのないよう、資料の設置場所を設けるなどして手渡しでは行わない
- (2) 開催中
 - 常に入口の扉を開放させ、換気に努める
 - 大声での発声とならないよう、マイクを使用するなどする。また、近接した距離での会話が行われぬよう努める
 - マイク使用者は、使用前後に手洗い・手指消毒を行う
- (3) 休憩中
 - 窓を開放するなどして換気を行う
 - 手洗いまたは手指消毒を行う。手洗いの際は、洗面所等が密接、密集しないよう努める
 - 机、椅子など、必要に応じて消毒を行う

3 会議等参加後の確認について

- 会議等参加後2日以内に陽性が判明した場合は、所属の管理職に報告すると共に、千葉県学校事務研究協議会に連絡をする。

会議等に参加される皆様へ新型コロナウイルス感染防止対策等に関するお願い

1 会議等への参加について

下記のいずれかに該当する場合は、事前に担当副会長まで御連絡ください。

- (1) 健康状態に問題がないか確認し、次の項目に該当する場合
 - 平熱よりも 1℃以上高い または 37.5℃を超える発熱がある
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、頭痛、咳などの風邪症状
 - 嗅覚や味覚の異常がある
- (2) 新型コロナウイルス感染について下記の状況である場合
 - 感染が判明した
 - 濃厚接触者に特定された
(保健所等が自宅待機などを求めた期間にある)
 - 同居する家族に発熱や風邪症状が見られる
 - 同居する家族が濃厚接触者に特定され PCR 検査等を受ける
 - 医療的ケアが日常的に必要な基礎疾患等があり、主治医に相談の上、出席すべきでないと判断された
 - 海外から帰国し、自宅等での待機を要請された
 - 本人に症状等はないが、所属の管理職が欠席と判断した
 - その他、自身の感染が疑われる

2 会議等について

- (1) 開催前
 - 入口で健康観察を行い、発熱等の症状がある方は参加を控えていただきます。
※会議等によっては、健康観察カードの提出をお願いすることがあります。
 - 室内では原則マスクを着用してください。
 - 入口にアルコール消毒液を設置します。入場時に手指消毒を行ってください。
- (2) 開催中及び休憩中
 - 開催中は常に入口の扉を開放します。また、休憩中は窓の開放も行います。
そのことに伴う寒さ等に対しては衣服で調整するなど御協力をお願いします。
 - 開催中、暑さで息苦しいと感じた時などは、一時的にマスクを外して呼吸したりするなど、個人の判断で行ってください。外す際はできるだけ身体的距離を保ち、近距離での会話を控えてください。
 - マスク着用時は、のどが渇かなくても、定期的な水分補給を心がけてください。

3 会議等参加後の確認について

- 会議等参加後 2 日以内に陽性が判明した場合は、所属の管理職に報告すると共に、千葉県学校事務研究協議会にも連絡をお願いします。